神奈川県立公文書館紀要の編集及び発行に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、神奈川県立公文書館（以下「当館」という。）が発行する紀要の編集及び発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　紀要の名称は「神奈川県立公文書館紀要」とし、英文名称を「Bulletin of the Kanagawa Prefectural Archives」とする。

（目的）

第３条　紀要は、当館に勤務する職員等が、日々の業務の中でその業務や収蔵資料に関する調査研究を行った成果を、県民及び当館の利用者等に広く公表することを目的として発行するものとする。

（発行）

第４条　紀要は、原則として毎年度１回（３月）発行する。

２　紀要の発行は、当館ホームページへの掲載及び紙媒体の印刷によるものとする。

（編集委員会）

第５条　紀要の編集及び発行に関する業務を行うため、当館に紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、館長、管理企画課長、資料課長、国立公文書館認証アーキビスト（以下「認証アーキビスト」という。）の資格を有する職員並びに紀要の編集及び発行を担当する職員で構成する。

３　委員長は、館長又は館長が別に指定する者がこれを務め、会務を総理する。

４　委員会は、毎年度１月末までに提出された原稿について内容を審査し、採否を決定する。

５　委員会は、当館において審査することができないと判断される原稿については、受理しないことができる。

６　委員会は、必要があると認めるときは、提出された原稿の内容について、館外の専門的知見を有する者から意見を聴取することができる。

７　委員会は、原稿の内容について執筆者に修正を求めることができる。

８　委員会は、受理した原稿の数及び頁数に著しく多寡が生じたときには、各号に掲載する論文等の数及び頁数を調整することができる。

（投稿資格）

第６条　原稿を投稿できる者は、次の各号のいずれかに該当する職員等とする。

（１）紀要の発行年度に当館に勤務する職員

（２）紀要の発行年度の前年度に当館に勤務していた職員

（３）神奈川県（神奈川県が所管する地方独立行政法人を含む。）の職員で紀要に執筆を希望する職員

（４）認証アーキビスト資格の取得又は更新を希望する県内市町村（当該市町村が所管する指定管理者を含む。）の職員で当該市町村長の推薦を受けた者
（５）前各号以外の者で、館長が特に認めた者
２　原稿を投稿する者は、提出の１か月前までに委員会に申し出るものとする。

（原稿）
第７条　原稿の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）歴史的公文書等の収集・選別・保存・利用等に関する論文・研究ノート・業務報告等
（２）県又は県内市町村が所管する歴史資料取扱機関の収蔵資料に関する論文・研究ノート・資料紹介等
（３）当館で実施した催事等に関する記録
（４）館長が執筆を依頼した論考等
（５）前各号以外の論考等で、館長が特に認めたもの
２　前項の原稿は、他の一般公開刊行物に未発表のものとする。ただし、館長が特に認めたときはこの限りでない。
３　原稿は、完成原稿に限る。
４　原稿の字数は、24,000 字以下とする（図版及び脚注等を含む）。ただし、館長が特に認めたときはこの限りでない。
５　原稿の著作者又はその所属する機関は、掲載する図版や翻刻等の使用許可及び次項に規定する複製及び公衆送信について、原稿の投稿前にあらかじめその所蔵者及び著作権者等の許諾を得ておくものとする。
６　原稿の著作者又はその所属する機関は、当該原稿の複製及び公衆送信を当館に対して許諾したものとみなし、 当館がこれら著作物を転載、再掲載又はホームページに掲載することについてあらかじめ承諾したものとする。

（実施細目）
第８条　この要綱に定めるもののほか、紀要の編集及び発行に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附　則
この要綱は、令和５年１月６日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年 11 月１日から施行する。